

魚津総合公園賑わい創出に向けた
パートナーシップ構築事業

募集要項

令和元年 8 月

一般財団法人魚津市施設管理公社

魚津市

—目次—

| | |
|---|---|
| 1. 事業内容に関する事項..... | 1 |
| 2. 事業の目的..... | 1 |
| 3. 業務範囲 | 1 |
| 4. 支払いスキーム | 2 |
| 5. 事業者の募集及び選定の方法..... | 3 |
| 6. 選定の手順及びスケジュール..... | 3 |
| 7. 参加資格要件 | 4 |
| 8. 公募手続き | 4 |
| 9. 審査概要 | 6 |
| 別紙1 魚津総合公園賑わい創出に向けたパートナーシップ構築事業 要求水準書 | |
| 別紙2 魚津総合公園賑わい創出に向けたパートナーシップ構築事業 企画提案書作成要領 | |
| 別紙3 魚津総合公園賑わい創出に向けたパートナーシップ構築事業 審査基準 | |
| 参考資料1 魚津総合公園におけるイベント実施状況、収支、集客状況 | |
| 参考資料2 成果連動型支払の指標の考え方 | |
| 参考資料3 魚津総合公園 平面図 | |
| 様式1 現地説明会、視察参加希望申請書 | |
| 様式2 質問書 | |
| 様式3 応募表明書 | |

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

魚津総合公園賑わい創出に向けたパートナーシップ構築事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業実施主体

一般財団法人魚津市施設管理公社（以下「公社」という。）、魚津市

(3) 履行期間

契約締結の日から令和2年9月30日まで

(4) 事業場所

魚津総合公園全体

ただし、成果連動型支払の対象となる遊戯施設は、公社等によりミラージュランドに設置されている施設とし、ミラージュプールやパークゴルフ場等、公園施設として市が設置しているものを含まないものとする。

2. 事業の目的

魚津総合公園は、公園内に立地する魚津水族館のオープンに合わせて、昭和56年4月に供用開始がなされ、主な施設として、ピクニック広場、チビッコ広場、多目的舗装広場、レストハウス、無料休憩所などが立地しているほか、昭和57年4月には遊戯施設である「ミラージュランド」が、その後「ミラージュプール」、「ミラージュハウス」の整備が進められた。近年では「パークゴルフ場」「バーベキュー広場」「休憩所しおかぜ」などの整備が進められたほか、今後新たな遊戯施設の設置も計画されている。

魚津総合公園では、現在、各種施設の老朽化の問題や利用者の伸び悩み、ミラージュランドと魚津水族館との更なる連携、公園来訪者に対する飲食等のファシリティの不備、季節・天候に左右される運営等について、課題が指摘されている。

公社では、平成28年度から5ヵ年にわたって指定管理者の指定を受け、魚津総合公園の管理運営を行っている。本事業においては、上記課題の解決に向け、魚津総合公園の活性化と賑わい創出に向けたパートナーとなる事業者の選定を行うことを目的とする。

3. 業務範囲

本事業で選定された事業者（以下「事業者」という。）に期待する業務は次のとおりである。詳細は別紙1「要求水準書」参照のこと。

- ・公園賑わい活性化に係る業務
- ・公園を活用した自主イベント事業
- ・その他自主提案

4. 支払いスキーム

公社から事業者への支払は、業務委託費（固定）及び成果連動型支払の組み合わせとする。

業務委託費（固定）については、賑わい創出のために事業者が実施する役務提供のサービス対価として、事業者に対し令和2年3月末まで2,500,000円（税込）、令和2年4月から9月まで2,500,000円（税込）を上限として提案を求める。

成果連動型支払については、事業者が実施する公園賑わい活性化に係る業務に加え、魚津総合公園内で行う自主イベントの実施、その他自主提案の実施等によって得られた遊戯施設利用料収入の増加分を対象に、公社は事業者へ成果連動型支払を行う。

具体的には、過去3か年の遊戯施設収入の平均額に、平成31年4月からの遊戯施設利用料金値上げ分を考慮した額を指標として設定し、当該指標を超える収入を成果連動型支払の対象とする。なお、公社が今後新たに遊戯施設を導入する場合、当該遊戯施設に係る利用料金は、成果連動型支払の対象から除外する。また、イベント時のフリーパスによる売上げも、成果連動型支払の対象から除外する。上記、成果連動型支払の指標の考え方については、参考資料2「成果連動型支払の指標の考え方」を参考に、事業者を協議の上、契約締結までの間に条件を決定する。

また、成果連動型支払については、令和2年3月末、令和2年9月末までにそれぞれ、前期及び後期のモニタリングを行い、公社の遊戯施設収入の増加に対する事業者の貢献度を踏まえ、30%を上限に、3段階（30%、15%、0%）で成果連動型支払の割合を決定する。

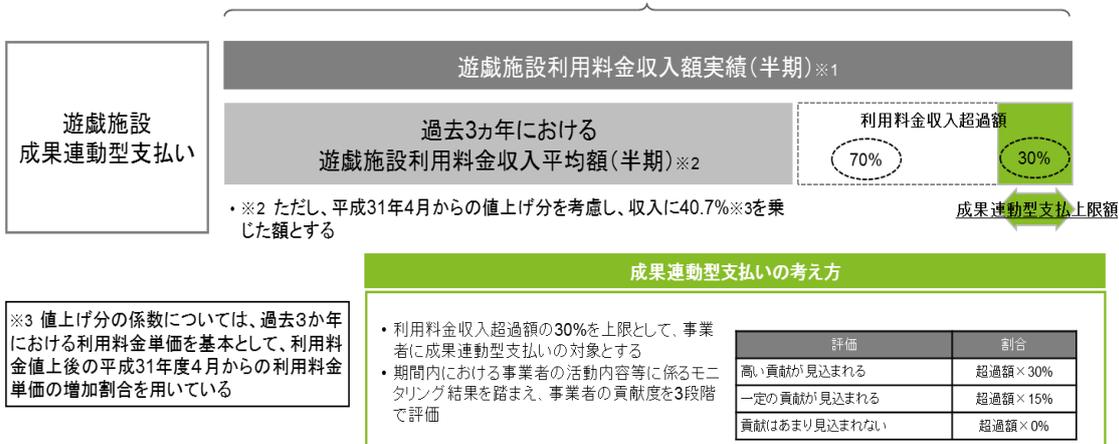
事業者が自主提案として公社から承諾を得て実施する各種企画等については、実施等によって得られた収入（ただし、遊戯施設の利用にて得られた収入は含まない）について、原則としてすべて事業者の収入とする。ただし、各種企画等の実施にあたって、公社に費用負担などが発生する場合には、公社と事業者との間で公社に発生した費用の負担方法について協議を行う。

また、事業者が公社から承諾を得て実施する自主提案による各種企画等は、公社が指定管理業務の一環として実施する自主事業として位置づけ、各種企画等の実施にあたって、事業者は、市または公社に使用料等の支払いを行わなくてもよいものとする。また、ミラージュランドの供用時間外である午後5時以降については、入場料を徴収するイベント等を企画することも許容する。

ただし、いずれの自主提案による各種企画等の実施においても、事業者は、公社の指定管理業務にて認められる手順、範囲及び制約等を遵守するとともに、公社が市に対して行わなくてはならない各種手続き、報告に協力するものとする。

【支払いスキームのイメージ】

- ・遊戯施設利用料金収入が、過去3か年における利用料金収入の平均額を下回った場合には、成果連動型支払いは行わない
- ※1 平成31年4月以降に追加された遊戯施設に係る利用料金分、フリーパスによる売上げは除外する



5. 事業者の募集及び選定の方法

事業者の募集にあたっては、グループまたは単体企業（以下、「提案者」という。）で提案を行い、審査の結果、最も優れた提案者を本事業の事業者候補とする。

ただし、提案された事業内容、事業条件によっては、複数の事業者候補を選定する場合もある。また、提案された事業内容、事業条件によっては、いずれの者も事業者候補として選定しない場合もある。

6. 選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集・選定にあたってのスケジュールは、下記のとおりとする。

| 時期 | 内容 |
|------------------|-------------------|
| 令和元年 8月 1日 | 募集要項等の公表・配布 |
| 令和元年 8月 6日 | 現地説明会、現地視察 |
| 令和元年 8月 1日～8月16日 | 募集要項等に関する質問の受付 |
| 令和元年 8月30日 | 質問に対する最終回答 |
| 令和元年 9月 9日～9月13日 | 企画提案書受付期間 |
| 令和元年 9月19日 | 企画提案書プレゼンテーションの実施 |
| 令和元年 9月中 | 事業者候補の決定 |
| 令和元年10月上旬 | 契約締結 |

7. 参加資格要件

(1) 参加者の構成等

提案者は、各事業の参加資格を有する単体の法人、若しくは、複数の法人によって構成されるグループにより応募（以下、「共同応募」という。）することができる。共同応募の場合は、構成企業のうちから代表者を定め、当該代表者が応募手続を行うこととする。1つの法人が重複して応募をすることはできない。

(2) 参加資格要件

提案者は、企画提案書提出時点において次の各項の要件を満たすことが必要である。共同応募の場合には、全ての法人が次の各項の要件を満たすこと。ただし、③については、共同応募の構成企業のいずれかの法人が要件を満たしていればよい。

- ① 経営不振の状態（破産手続、会社更生手続若しくはその他類似の手続開始の申立がなされたとき、特別清算手続若しくは会社整理手続が開始されたとき、手形取引停止処分がなされたとき）でないこと。
- ② 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当しないこと、及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与しないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (ウ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ③ 事業提案の実施に必要な知識、経験、資格、技術力、資金及び社会的信用をすべて備えていること。

8. 公募手続

(1) 募集要項等に関する事項

① 募集要項等

募集要項等は令和元年8月1日（木）に公社及び市のホームページに掲載し、紙面による配付は行わない。

② 現地説明会、視察

現地説明会、視察は以下の要領で行う。参加を希望する者は、「現地説明会、視察参加希望申請書」（様式1）に記入の上、下記、公社及び市の提出先に電子メールにて提出すること。

(ア) 実施日時

令和元年8月6日(火) 午前10時～12時(予定)

(イ) 集合場所

魚津総合公園 ミラージュハウス2階会議室

(ウ) 提出先

一般社団法人魚津市施設管理公社 総務課 総務係 担当 山本

(エ) 提出先メールアドレス

mirage3@nice-tv.jp (公社)

③ 募集要項等に関する質問及び回答・公表

本募集要項等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

(ア) 受付期間

令和元年8月1日(木) から8月16日(金) 午後5時(必着)

(イ) 受付方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「質問書」(様式2)に記入の上、公社及び市提出先に電子メールでのファイル添付にて提出のこと。

(ウ) 提出先

一般社団法人魚津市施設管理公社 総務管理課 総務係 担当 山本
魚津市役所 産業建設部 都市計画課 計画公園係 担当 林 大家

(エ) 提出先メールアドレス

mirage3@nice-tv.jp (公社)

toshikeikaku@city.uzo.lg.jp (市)

(オ) 回答の公表(予定)

質問に対する回答は、令和元年8月30日に公社及び市のホームページで公表する予定である。なお、回答は随時公表する予定である。

(2) 企画提案書の提出

提案者は、別紙2「企画提案書作成要領」のとおり企画提案書を作成の上、提出すること。

① 企画提案書等の郵送・持参による提出

(ア) 提出物

- ・ 応募表明書(様式3) 2部
- ・ 企画提案書(紙印刷・綴じ) 2部
- ・ 上記のPDFデータ(CD-R等) 1式
- ・ 会社概要(既存パンフレット等代用可) 1部

(イ) 受付期間

令和元年9月9日(月)から9月13日(金)午後5時(必着)

(ウ) 提出先

一般社団法人魚津市施設管理公社 総務管理課 総務係 担当 山本

(エ) 提出方法

提出先に郵送又は直接持参すること。ただし、郵送等直接持参しない場合は必ず電話での到着確認を要すること。なお、持参の場合、午前9時から午後5時までの間とし、ミラージュランドが休園する水曜日は提出を受け付けない。

② 企画提案書の作成要領

別紙2「企画提案書作成要領」に従い作成すること。

③ 提案にあたっての留意事項

(ア) 本募集要項等の承諾

提案者は、本募集要項等の記載内容を承諾の上、提案すること。

(イ) 費用負担等

企画提案書の作成及び提出等に関し必要な費用は、すべて提案者の負担とする。

(ウ) 著作権

本事業に関する企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他公社及び市が必要と認める時には、事業者の承諾を得ることを条件に、公社及び市は企画提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

(エ) 公社からの提示資料の取り扱い

公社及び市が提供する資料は、本公募プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

(オ) 企画提案書等の変更禁止

企画提案書提出後、原則企画提案書等の変更はできない。

④ 企画提案書プレゼンテーションの実施

企画提案書提出後、プレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの実施日は9月X日を予定している。詳細は、提案書提出後、提案者(共同応募の場合には代表企業)に詳細を示す。

9. 審査概要

審査の結果、最も優れた提案者を事業者候補として選定する。ただし、提案された事業内容、事業条件によっては、複数の事業者候補を選定する場合もある。また、提案された事業内容、事業条件によっては、いずれの者も事業者候補として選定しない場合もある。

審査にあたっては、別紙3「審査基準」に従い、選定・評価基準に基づき審査を行う。

(1) 契約協議

公社は、事業者候補との間で契約協議を行い、協議が調わない場合や事業者候補が辞退した場合は、次点者が事業者候補に繰り上がるものとする。また、複数の事業者候補を選定する場合には、公社は各事業者候補との間で契約協議を行う。

(2) 結果の公表

選定の経過及び結果は、公社及び市のホームページで公表する。なお、電話等による問合せには応じない。

(3) 契約締結

事業者候補との協議が調った後、公社と事業者候補との間で契約を締結する。上記、契約締結後、事業者候補は事業者となる。また、上記契約締結と同時に、事業者、公社及び市との間で本事業に係る協定を締結する。

本事業に関する公社の担当部署

〒937-0808 富山県魚津市三ヶ1181番1

一般財団法人魚津市施設管理公社

総務管理課 総務係 山本

TEL: 0765-24-9578 FAX: 0765-24-9580

メールアドレス: mirage3@nice-tv.jp

本事業に関する市の担当部署

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市役所 産業建設部

都市計画課 計画公園係 担当 林 大家

TEL: 0765-23-1030 FAX: 0765-23-1066

メールアドレス: toshikeikaku@city.uozu.lg.jp

魚津総合公園賑わい創出に向けたパートナーシップ構築事業 要求水準書

1. 目的

魚津総合公園は、公園内に立地する魚津水族館のオープンと合わせて、昭和 56 年 4 月に供用開始がなされ、主な施設として、ピクニック広場、チビッコ広場、多目的舗装広場、レストハウス、無料休憩所などが立地しているほか、昭和 57 年 4 月には遊戯施設である「ミラージュランド」が、その後「ミラージュプール」、「ミラージュハウス」を整備が進められた。近年では「パークゴルフ場」「バーベキュー広場」「休憩所しおかぜ」などの整備が進められたほか、今後新たな遊戯施設の設置も計画されているところである。

魚津総合公園では、現在、各種施設の老朽化の問題や利用者の伸び悩み、ミラージュランドと魚津水族館との更なる連携、公園来訪者に対する飲食等のファシリティの不備、季節・天候に左右される運営等について、課題が指摘されているところである。

公社では、平成 28 年度から 5 ヶ年にわたって指定管理者の指定を受け、魚津総合公園の管理運営を行っているところである。本事業においては、上記課題の解決に向け、魚津総合公園の活性化と賑わい創出に向けたパートナーとなる事業者の選定を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 公園賑わい活性化に係る業務

- ・ 魚津総合公園の賑わい活性化に向け、公社及び市とともに、地域内外の団体などと連携しながら、総合公園の利活用の推進に資する取り組みを進めること。

(2) 公園を活用した自主イベント事業

- ・ 魚津総合公園内で開催する自主イベントについて、自らの資金等により、企画立案、イベント主催者・スポンサー・出店者等への協議・交渉、イベント実施にあたっての告知・広報を行うこと。イベント実施にあたっては、公社担当者と協議、連携して行うこと。
- ・ イベントの企画等にあたっては、「魚津にぎわい創出実行委員会」と連携し、地域事業者と連携したイベントとするよう努めること。
- ・ イベントは公社の自主事業として実施し、イベント開催にあたっての市または公社への使用料等の支払は不要とする。
- ・ イベント主催者やスポンサー、出店者等との間の契約については、公社が実施する指定管理業務において認められる範囲において、公社と協議の上、設定するものとする。

(3) その他自主提案

- ・ その他、事業者自らの費用負担により、公社が実施する指定管理業務の範囲において賑わい創出に係る各種提案を受け付ける。

魚津総合公園賑わい創出に向けたパートナーシップ構築事業
企画提案書作成要領

提案者は、募集要項等の内容を十分に踏まえた上で、本作成要領に従い企画提案書を作成すること。

1. 企画提案書

提案者は、次に定める項目の順で、任意様式により企画提案書を作成、提出すること。

(1) 基本方針

- ・ 魚津総合公園賑わい創出にあたっての基本方針、コンセプト

(2) 事業実施体制

- ・ 事業実施体制
- ・ 公社と事業者との役割分担・業務分担
- ・ 会社、人員における類似実績

(3) 事業スケジュール

- ・ 業務実施計画・工程表の策定

(4) 具体的な取り組み、企画・提案

- ・ 公園賑わい活性化に係る業務
- ・ 自主イベント等、その他自主提案
- ・ 地域企業・地域団体との連携の考え方
- ・ 集客目標、年間遊戯施設収入の目標、集客ターゲット

(5) 業務委託費価格見積書

- ・ 提案内容を踏まえ、公社が支払う業務委託費について、価格見積書及び内訳書を提出すること

2. 企画提案書策定にあたっての留意事項

企画提案書は、A4版縦置き、横書き、10ページ以内とし、文字フォント10.5ポイント以上（ただし、図表内の文字についてはこの限りではない。）、左綴じとし、下部にページ番号をふること。

魚津総合公園賑わい創出に向けたパートナーシップ構築事業
審査基準

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|---------------|--------------------------|---|-----|
| 基本方針 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 魚津総合公園の課題を理解し、課題解決に資するコンセプトが示されているか ・ 短期的な視点のみならず、長期的な視点でのパートナーシップの在り方が示されているか | 20 |
| 業務実施体制 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を遂行するために必要な体制が構築されているか ・ イベント企画・立案についての類似実績があるか | 10 |
| 官民連携事業の実績について | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園を対象に、官民連携事業を実施した実績を有しているか | 15 |
| 事業スケジュール | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 無理のない計画、工程が計画されているか | 5 |
| 業務内容に係る提案 | 公園賑わい活性化に係る業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広範は業務内容が提案されているか ・ 公社や地域と連携した、公園の賑わい活性化に資する内容となっているか | 15 |
| | 自主イベント等、その他自主提案について | <ul style="list-style-type: none"> ・ 明確な集客ターゲットに対する、魅力的なイベントなどが企画されているか ・ 公社や地域と連携した、公園の賑わい活性化に資する内容となっているか | 15 |
| | 地域企業・地域団体との連携の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域企業や地域団体と連携し、地域経済の活性化に資する内容となっているか | 10 |
| | 集客目標、年間遊戯施設収入の目標、集客ターゲット | <ul style="list-style-type: none"> ・ 意欲的かつ実現可能性のある目標、集客ターゲットが設定されているか | 10 |
| 業務委託費価格見積書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積価格の妥当性を確認する ※業務委託費の予定額を超過する場合には、失格とすることもある | / |
| 合計 | | | 100 |